第７号様式（第９条関係）

（その１）

収　支　報　告　書

平　成　27　年　分

（平成　　年　　月　　日開催分）

政治団体の区分	
□	政　党
□	政党の支部
□	政治資金団体
□	政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
☑	その他の政治団体
□	その他の政治団体の支部

活動の区分	
□	２以上の都道府県の区域等
☑	同一の都道府県の区域内

（ふりがな）　ぜいりしによるえだのゆきおこうえんかい

1. 政治団体の名称　税理士による枝野幸男後援会

2. 主たる事務所の所在地　さいたま市大宮区土手町3-165-9　MIビル2F

3. 代表者の氏名　羽　入　田　　天

4. 会計責任者の氏名　根　岸　　裕　幸

事務担当者の氏名

竹　内　裕　美

（電話）　048-644-6044

埼玉県 収受 28.3.29 選挙管理委員会

資金管理団体の指定の有無		国会議員関係政治団体の区分	
□	有	□	政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	無	☑	政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類		公職候補者の氏名	枝野　幸男
資金管理団体の届出をした		公職の種類	衆議院議員（現職）

一連番号
1500

団体コード	年分	異動	表番	行番	届出年月日
2097133	27	1	0100	0000	H

異動	
1	新規
2	修正
3	取消

資金管理団体の指定の機関	国会議員関係正治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から	平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで	平成　年　月　日まで

10 13
0200
（その２）

収　支　の　状　況

1. 収支の総括表

	14	16	77	88
収入総額	0	1	0	629,114
（前年からの繰越額）	0	2	0	22,096
（本年の収入額）	0	3	0	607,018
支出総額	0	4	0	553,088
翌年への繰越額	0	5	0	76,026

訂正欄により訂正・削除・追加
年 月 日　会計責任者印
29 5 23

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	0	6	0	~~410,000~~
員数	0	7	0	91人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	REC No.			金額	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0	~~19,000~~	
（うち特定寄附）	0	9	0	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0		
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0	~~178,000~~ 150,000	
小計 (ｱ)+(ｲ)+(ｳ)	1	2	0	~~197,000~~ 169,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	1	3	0	0	
イ 政党匿名寄附	1	4	0	0	
合計 (ア+イ)	1	5	0	~~197,000~~ 169,000	

10 13

0	5	0	0

（その６）

(6)　その他の収入

14 16	17 摘　要 76	77 金　額 88 十億 百万 千 円	備　考
8 0 0	この頁の小計	0	
8 1 0	1件10万円未満のもの	18	
9 0 0	合計	18	

10 13

0	6	0	0

（その７）

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	個人	
14 16		17 寄付者の氏名 76	77 金額 88		年月日	89 住所 ##	職業	備考
			十億 百万 千 円					
8 0 0		この頁の小計	0					
8 1 0		その他の寄附	~~10,000~~					
9 0 0		合計	~~10,000~~					

訂正願により訂正・削除・追加

年月日	公証人役場印
28. 5. 23	

10 13
0620 （政治団体用）

（その７）

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	政治団体	
14 16	団体の名称 17 76	金額 77 88 十億 百万 千 円			年月日	主たる事務所の所在地 89 108	代表者の氏名	備考
	関東信越税理士政治連盟		1	0 0 0 0 0	H27.02.10	さいたま市大宮区桜木町4-333-13	井部 俊一	
	埼玉県税理士政治連盟		5	0 0 0 0 0	H27.03.31	さいたま市大宮区大成町1-289-2	大石 敬	
800	この頁の小計		1	5 0 0 0 0				
810	その他の寄附		~~3~~	~~0 0 0 0 0~~				
900	合計		~~1~~	~~8 5 0 0 0 0~~				

訂正願により訂正・削除・追加

年月日	会計責任者印
28.5.23	

10 13

1	4	0	0

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	14		16	77 金額 88 (十億 百万 千 円)	備考
1 経常経費	0	1	0		
(1) 人件費	0	1	0	0	
(2) 光熱水費	0	2	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	3	0		
(4) 事務所費	0	4	0	100,838	
小計	8	0	0	100,838	
2 政治活動費	0	5	0		
(1) 組織活動費	0	5	0	452,250	
(2) 選挙関係費	0	6	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	7	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0	0	
イ 宣伝事業費	0	9	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	9	5	0	
エ その他の事業費	1	0	0	0	
(4) 調査研究費	1	1	0	0	
(5) 寄附・交付金	1	2	0		
(6) その他の経費	1	3	0	0	
小計	8	0	1	452,250	
合計	9	0	0	553,088	

(その14)

（2） 経常経費（人件費を除く）の内訳			項目別区分　事務所費　（　　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
会計監査手数料	30,000	H27.04.20	石田徳士税理士事務所	さいたま市大宮区東大宮4-8-3-201	
借入金返済	50,000	H27.04.20	羽入田　天	さいたま市北区櫛引町2-374	
事務手数料ほか	10,216	H27.06.15	関東信越税理士会大宮支部	さいたま市大宮区土手町3-165-9昌栄MIビル2F	

この頁の小計	90,216
その他の支出	10,622
合計	100,838

(その14)

（2） 政治活動費の内訳			項目別区分　組織活動費　（　大会費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
総会運営費	115,000	H27.07.03	株式会社清水園	さいたま市大宮区東町2-204	
総会運営費	96,760	H27.07.07	株式会社清水園	さいたま市大宮区東町2-204	
国政報告会費用	220,490	H27.11.25	株式会社清水園	さいたま市大宮区東町2-204	

この頁の小計	432,250
その他の支出	20,000
合計	452,250

(その16)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その18)

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1. 領収書等の写し

2. 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年3月29日

政治団体の名称　税理士による枝野幸男後援会

会計責任者の氏名　根岸　裕幸　根岸　印

※　代表者の氏名　羽入田　天　印

※　**解散**の場合のみ代表者も署名・捺印すること。

政治資金監査報告書

平成２８年３月２４日

税理士による枝野幸男後援会
代表　羽入田　天　殿

登録政治資金監査人　石田徳士

登　録　番　号　第　１５４２　号
研修修了年月日　平成２１年１２月１７日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、税理士による枝野幸男後援会の平成２７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、税理士による枝野幸男後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は会計帳簿に基づいて記載されており、振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

税理士による枝野幸男後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による枝野幸男後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上